

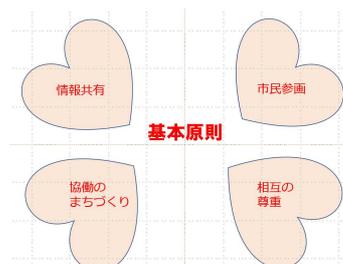
自治と協働の実践団体の設立に向けて(案)

• はぐくむ条例

- ▶ 「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまち」を目指す

• 目指すまちづくりに向け（2期4年間）

はぐくむ委員会では、条例の基本原則
情報共有、市民参画、協働のまちづくり
に基づき各グループに分かれ
理論と実践を重ねてきた。



しかし、はぐくむ委員会の役割は条例16条にも明記されているように、
条例の検証と見直しである。

はぐくむ条例

第16条（はぐくむ条例）

私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

第17条（はぐくむ委員会）

市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下「はぐくむ委員会」といいます。)を置きます。

- 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。
- はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。

はぐくむ条例

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら
安心・安全な生活をおくれるまち」を目指す

はぐくむ委員会が本来の機能を果たせるよう、
実践団体を新たに立ち上げることとする。

2期4年間で、培った理論と実践を踏まえ、実践団体を設立する。



目指すビジョン

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で
支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまち」



